

「がん検診精密検査結果報告書（東京都統一様式）」に係るQ&A【VER.4.0】（R5.2.16更新）

1 基本的事項

番号	質問	回答
1	がん検診精密検査結果報告書（東京都統一様式）（以下「統一様式」という。）を作成した目的は何か。	精密検査結果未把握の要因の一つとして、精密検査結果報告書の様式が都内全域で統一されていないことが挙げられます。そこで、都内で統一した様式を導入することで医療機関が様式を作成する際の負担を軽減し、区市町村への精密検査結果の報告を促すことで、要精密検査者の精密検査受診状況を把握できる体制の構築を進めます。これにより、明らかになった精密検査未受診者へ効果的な受診勧奨を行うことで精密検査受診率向上を図ります。
2	統一様式作成のポイントは何か。	医師が様式に記載する際の負担を軽減し、かつ、区市町村が要精密検査者の受診状況や「地域保健・健康増進事業報告」などで必要となる情報を把握できるよう配慮しました。
3	統一様式は、記入項目が簡略化されているが、必要な情報は得られるのか。	区市町村において最低限必要となる「地域保健・健康増進事業報告」における報告項目は網羅しています。
4	統一様式の導入は強制なのか。	任意です。 しかし、統一様式導入の目的である、都内全域で精密検査結果把握を推進していくためには、多くの区市町村に導入していただくのが不可欠であることから、趣旨をご理解の上、可能な限りご協力をお願いします。
5	今後、様式が変わることがあるのか。	「地域保健・健康増進事業報告」の報告内容や、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が改正され、必要がある場合は、変更することがあります。また、導入後、支障が生じた場合は改善を検討します。
6	統一様式は、区市町村の裁量でどの程度改編が認められているのか。	統一様式に記載の項目、文言、レイアウトの変更は、原則として認めていません。ただし、以下につきましては変更可能です。 ○ 区市町村で対象者管理をする上で、バーコードや管理番号を余白部分に記載すること。 ○ 複写式を採用する場合、様式最上部左側の「精密検査実施医療機関控」(区市町村)控、同じく右側の「○/○」について、文言を改編すること。 ○ 「精密検査結果（貴院記入用）」の下の「※」の注意書きについて、文中の「区市町村」の表記を各自自治体名に変更すること。 ○ 肺がん検診の統一様式について、一次検診の胸部エックス線検査結果欄の「要精検D」の記載を削除すること。（詳細はQ21のとおり） ○ 「個人識別情報」の欄について ・住所・自治体独自の住民番号・受診者番号・医療機関コード等、必要な項目の記入欄として使用してください。 ・使用の際は「個人識別情報」の表記を「住所」等記載する項目名に変更してください。 「個人識別情報」を必要としない場合は、当欄を削除していただいても構いません。
7	「検診日」、「検診機関」欄について、一次検診と二次検診（精密検査）のいずれを記入するのか。	該当の項目を含め、上段の精密検査依頼書部分は、一次検診を想定しています。 下段の精密検査結果（貴院記入用）部分は、二次検診（精密検査）を想定しています。
8	本様式の返送先が地区医師会に所属している医療機関かどうかで異なる。返送先欄に2か所以上の返送先を記載したり、「医師会所属でない医療機関は○○に返送してください」という文言を追記しても問題ないか。	問題ありません。
9	生年月日等の「年」は、和暦を表示するのか、西暦を表示するのか。	「生年月日」、「検診日」、「精密検査実施日」での年月日は、区市町村の運用方法に合わせて、いずれを表示しても構いません。
10	年月日について、あらかじめ様式に和暦（M・T・S、明・大・昭）か西暦を記載してもよいか。	事務の簡略化から和暦か西暦かは予め記載していただいても構いません。
11	複写式を想定しているとのことだが、複写枚数は決まっているのか。	複写式にする場合、複写枚数は、区市町村における報告ルートに合わせて設定してください。 (例) ①精密検査実施医療機関から直接区市町村で、結果報告を受けている場合 3枚複写（1枚目：精密検査実施医療機関控、2枚目：区市町村控、3枚目：一次検診実施医療機関控） ②精密検査実施医療機関から地区医師会を経由して、結果報告を受けている場合 4枚複写（1枚目：精密検査実施医療機関控、2枚目：地区医師会控、3枚目：区市町村控、4枚目：一次検診実施医療機関控） ③精密検査実施医療機関から一次検診実施医療機関を経由して、結果報告を受けている場合 3枚複写（1枚目：精密検査実施医療機関控、2枚目：一次検診実施医療機関控、3枚目：区市町村控）

12	バンチ入力のため、「精密検査」の検査方法や「診断区分」の「〇〇がん」等の文言とチェックボックスの間に区独自の番号があると便利だが、追記してもよいか。	追記可能ですが、統一様式の趣旨を鑑み、精密検査実施医療機関が当様式を記入する際に他自治体が使用している統一様式と大きく異なって見えることがないよう、文字サイズを小さくする・なるべく目立たないように記載するなど、十分ご配慮くださいますようお願いいたします。
13	統一様式では、区市町村が独自で収集している情報が集められない。診断区分に加えてもよいか。	診断区分は、「地域保健・健康増進事業報告」の報告項目を基準に作成しているため、変更は認めていません。（都内で統一の様式の普及を図るため、ご理解ください。）
14	統一様式を導入するに当たり、システム改修が必要となる。何か利用できる補助はないか。	医療保健政策区市町村包括補助事業を利用してください。 ・「がん検診精度管理向上事業」（先駆的・選択） ・「がん検診要精検受診者への受診勧奨補助事業」（選択）

2 統一様式の内容に関すること

番号	質問	回答
15	精密検査実施医療機関が一次検診結果を把握するための一次検診結果記入欄はないのか。	精密検査実施医療機関においては、病変などの一次検診結果は検診結果記録票や紹介状などを参照してください。
16	スケッチ（絵図・シエマ）欄がないのはなぜか。	統一様式は、医療機関が様式を作成する際の負担を軽減し、区市町村への精密検査結果の報告を促すことで要精密検査者の精密検査受診状況を把握できる体制の構築を進め、精密検査未受診者へ効果的な受診勧奨を行うことにより精密検査受診率向上を図ること、さらに「地域保健・健康増進事業報告」において区市町村の御担当者様の負担を軽減しつつ、正確な数値を計上できるようにすることを目的としています。そのため、当目的の達成に不要な欄や項目は記載していません。
17	「診断区分」欄に「その他（自由記載）」があったほうがよいのではないのか。	Q16と同様、記載していません。
18	精密検査後の要精密検査者のその後の転帰を把握するために、他院紹介先情報欄は必要ないのか。	要精密検査者が精密検査を受診したかどうかを把握するための統一様式であることから、他院紹介先情報欄の追加は趣旨と異なるため、当該欄は設けておりません。
19	胃がん検診の統一様式のうち、「検診方法」の「胃内視鏡検査」において検診時生検の有無の欄があるのはなぜか。	「地域保健・健康増進事業報告」のうち「胃内視鏡検査の精密検査結果」の項目には、「検診時生検受診者数」「検診時生検受診のうち要再検査者数」「検診時生検未受診のうち要再検査者数」があります。 統一様式は精密検査（胃内視鏡検査においては再検査）結果を把握するためのものですので、一次検診に関する記入欄は本来は不要ですが、精密検査実施医療機関から統一様式により報告があった際に、区市町村の御担当者様が当様式のみ参照すれば「地域保健・健康増進事業報告」における「胃内視鏡検査の精密検査結果」に係る全項目を計上できるよう、当欄を追加しました。
20	肺がん検診の統一様式のうち、「エックス線結果」と「喀痰細胞診結果」の欄があるのはなぜか。	「地域保健・健康増進事業報告」では、「肺がん検診（全て）」「肺がん検診（胸部エックス線検査）」「肺がん検診（喀痰細胞診）」の3通りの集計が必要となります。また、「肺がん検診（喀痰細胞診）」には「肺がんのうち喀痰細胞診のみで発見された者」の項目があり、計上にあたっては胸部エックス線検査の結果が「精密検査不要」で喀痰細胞診の結果が「要精密検査」とされた受診者を把握する必要があります。Q19と同様、統一様式においては一次検診に関する記入欄は本来は不要ですが、当様式のみで全ての報告項目を計上できるよう、当欄を設けました。
21	肺がん検診の統一様式のうち、「エックス線結果」欄に「要精検D」の記載がある。「要精検D」は肺結核や大動脈瘤等、肺がん以外の疾患を疑う場合の判定区分であり、肺がんの疑いはあくまでも「要精検E」のみである。なぜ「要精検D」を記載したのか。	「東京都肺がん検診の精度管理のための技術的指針」で示している判定区分とは異なりますが、都内には「要精検E」に加えて「要精検D」も「肺がんの疑いあり」としている自治体があります。 また、「要精検D」の場合、活動性肺結核や大動脈瘤等、急いで精密検査や治療を行わないと本人や周囲の人間に大きな不利益があるにも関わらず、精密検査の受診勧奨等を実施していない自治体もあります。 そのため、胸部エックス線検査で「要精検D」「要精検E」とされた者については、判定区分を問わず統一様式を使用してくださいようお願いいたします。 なお、「東京都肺がん検診の精度管理のための技術的指針」で示している判定区分に基づく判定・指導を行っている自治体においては、「要精検D」の記載は不要であるため、各自自治体において不要と判断した場合は「要精検D」の記載は削除可とします。
22	子宮頸がん検診の統一様式のうち、「子宮頸部細胞診の結果」の欄があるのはなぜか。	「地域保健・健康増進事業報告」では、ASC-USより高度所見による要精検の場合、細胞診のみの再検は不適切な精密検査方法と示されています。一方、ASC-USによる要精検の場合は、HPV検査や細胞診の再検のみでも精検受診として取り扱います。一次検診結果によって精密検査として不適切な検査が異なるため、「地域保健・健康増進事業報告」の計上にあたっては一次検診結果を把握する必要があります。Q19、Q20と同様、統一様式においては一次検診に関する記入欄は本来は不要ですが、当様式のみで全ての報告項目を計上できるよう、当欄を設けました。

23	統一様式に記載されている精密検査方法はどのような基準に基づいて選定したのか。	「東京都がん検診の精度管理のための技術的指針」の別紙1「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」にある「受診者への説明項目」に記載している精密検査方法を引用しています。 なお、乳がん検診の統一様式については、上記に加えて「国立がん研究センター『がん情報サービス』」及び「マンモグラフィによる乳がん検診の手引き-精度管理マニュアル-（第7版）」（以下、「手引き」という。）に記載されている精密検査方法も引用しています。
24	胃・大腸・肺・子宮頸がん検診の統一様式の「精密検査」欄のうち、「上記以外（検査法：自由記載）」の上に点線があるがどのような意味か。また、子宮頸がん検診の統一様式の「HPV検査」と「コルポスコピー」の間の点線の意味は何か。	「上記以外（検査法：自由記載）」の上の点線よりも上部の検査方法は、Q23に記載している精密検査方法となります。 次の場合、精密検査としては不適切な検査を実施したこととなります。不適切な検査のみ実施した受診者には適切な検査方法での精密検査受診を勧めるとともに、「地域保健・健康増進事業報告」では「精密検査未受診」として計上してください。 ①胃・大腸・肺がん 点線（……）よりも上部の検査方法にチェックがなく、下部の「上記以外（検査法：自由記載）」にのみ記載があった場合。 ②子宮頸がん ・ASC-USより高度所見による要精検で、2種類の点線（---/……）間の検査方法（コルポスコピー・組織診）に1つ以上チェックがない。 ・ASC-USによる要精検で、点線（……）よりも上部の検査方法にチェックがなく、下部の「上記以外（検査法：自由記載）」にのみ記載があった場合。 なお、乳がん検診に関しては、Q26のとおり「地域保健・健康増進事業報告」において、不適切な検査方法の記載はないため、「上記以外（検査法：自由記載）」にのみ記載があった場合も「精密検査受診」として取り扱います。そのため、点線を設けておりません。（精密検査方法については、Q26～29も併せてご確認ください。）
25	「診断区分」欄のうち、例えば胃がん検診の場合、「異常なし・胃部以外の疾患」、「胃がん」「胃がんの疑いのある者又は未確定」及び「胃がん以外の胃部の疾患」の間にそれぞれ点線があるがどのような意味か。	「地域保健・健康増進事業報告」の報告項目に合わせて点線を引いています。「異常なし・胃部以外の疾患」にチェックがある場合、「地域保健・健康増進事業報告」では「異常認めず」に計上します。 「胃がん」にチェックがあれば「胃がんであった者」に、「胃がんの疑いのある者又は未確定」にチェックがあれば「胃がんの疑いのある者又は未確定」に、「胃がん以外の胃部の疾患」にチェックがあれば「胃がん以外の疾患であった者（転移性の胃がんを含む）」に計上してください。

3 精密検査方法に関すること

番号	質問	回答
26	不適切な精密検査方法とは何か。	「地域保健・健康増進事業報告作成要領（令和4年度分）」において以下のとおり記載されています。 ○胃：「ペプシノゲン検査、ヘリコバクター・ピロリ検査等」 ○大腸：「便潜血検査の再検、CT検査や腫瘍マーカー等」 ○肺：「喀痰細胞診において要精密検査とされた者に対する喀痰細胞診の再検のみ」 ○乳：不適切な検査方法の記載なし →検査方法欄の「上記以外」のみに記入があった場合を含め、検査方法欄のいずれかにチェックがあれば、「精密検査受診」として取り扱います。 ○子宮頸：「ASC-USを除く要精検（1）及び要精検（2）に対する細胞診のみの再検など」
27	大腸がん検診の統一様式の「精密検査」欄に、大腸CT検査がないのはなぜか。追記してほしい。	Q26のとおり、現時点では大腸CT検査は「地域保健・健康増進事業報告」において不適切な精密検査方法とされており、国指針や都技術的指針では、大腸がん検診における精密検査方法につき第一選択として「全大腸内視鏡検査」、それが困難な場合は「S状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査の併用」としてあります。そのため、国指針等で定める精密検査方法を実施せず、統一様式に「☐上記以外（検査法：大腸CT検査）」と記入されている場合、精密検査未受診として取り扱うこととなります。
28	肺がん検診の統一様式の「精密検査」欄で、胸部エックス線検査結果が要精検E（喀痰細胞診は検診対象外であり実施していない）の者について「胸部CT検査（HR-CT含む）」と「上記以外（検査法： ）」の両方にチェックが付いていた。この場合、適切な精密検査方法を実施したことになるか。	両方にチェックがあり、胸部CT検査（HR-CT含む）が実施されていれば、「上記以外（検査法： ）」にチェックや検査法の記入があっても適切な精密検査方法を実施したこととなります。
29	乳がん検診様式の精密検査方法について、「切開生検」「MRI」「CT」の記載がないが、これらは適切な方法ではないのか。	本様式では、手引き等に基づいた検査方法を便宜的に記載していますので、様式に記載していない「切開生検」「MRI」「CT」が適切な検査方法でないということではありません。なお、「切開生検」は、統一様式に記載の「外科的生検」に含まれます。また、「MRI」及び「CT」は、主に乳がんと診断された後のがんの広がり方を調べるために行われます。Q26のとおり、乳がん検診については「地域保健・健康増進事業報告（令和4年度分）」において不適切な検査方法の記載がないため、これらの検査を行った場合も「精密検査受診」として取り扱います。

4 精検実施医療機関の記入に際しての質問事項

番号	質問	回答
30	内視鏡検査のみでは、粘膜内か粘膜下層かの深達度が分からないが、どのように記載すればよいのか。	「胃がん」のみにチェックし、粘膜内・粘膜下層への記入は不要です。ただし、粘膜内や粘膜下層が明らかに分かる場合は、該当する方にチェックしてください。なお、深達度診断の結果が判明した時点でご報告いただいても構いません。
31	精密検査時の入院を伴う偶発症は、該当無しの場合は報告しなくてよいのか。	報告が必要となる入院を伴う偶発症（重篤な偶発症）の発生はごく稀であり、作成の手間を省くため、入院を伴う偶発症が生じた場合のみ報告することとします。
32	鼻血や転倒による打撲などは、偶発症ありとして報告しなくてもよいのか。	本様式による報告は不要です。 これは、「地域保健・健康増進事業報告」で報告が必要となる偶発症は、入院治療を要するものと限定されているためです。 <入院治療を要する偶発症の例> ○胃：前投薬起因性ショック、消化管出血（輸血や手術を要する程度）、消化管穿孔、腹膜炎等 ○大腸：腸管出血（輸血や手術を要する程度）、腸管穿孔、前投薬起因性ショック、腹膜炎等 ○肺：経皮的肺穿刺、気管支生検による多量出血、検査後の気胸等 ○乳：穿刺吸引細胞診や針生検による感染症等 ○子宮頸：組織診検査中の大量出血、検査後の骨盤内感染症等

5 「地域保健・健康増進事業報告」への計上に関すること

番号	質問	回答
33	肺がん検診の統一様式のうち、「エックス線結果」欄の「要精検D」にチェックされている場合、「要精検E」と同様に精密検査結果の把握をしなければいけないのか。	「要精検D」の場合、精密検査受診状況を把握する必要はありません。精密検査実施医療機関から統一様式が返送されましたら、「要精検E」にチェックがある者についてのみ受診状況を把握するとともに「地域保健・健康増進事業報告」に計上してください。 なお、一次検診の胸部エックス線検査で「要精検D」と判定され、精密検査により肺がんが診断された場合、検診により発見された肺がんとして取り扱いません。そのため、「地域保健・健康増進事業報告」では計上しないようにしてください。
34	「地域保健・健康増進事業報告」の項目にどのように計上すればよいのか。	本様式の診断区分は、「地域保健・健康増進事業報告」の報告項目に合わせて作成しているため、記載どおりの項目に集計してください。 それ以外については、統一様式と「地域保健・健康増進事業報告」との対照表や「精密検査依頼書兼結果報告書 説明書」を参照してください。
35	「診断区分」欄のうち、「異常なし」と「〇〇以外の疾患」をまとめて記載することに違和感がある。「〇〇以外の疾患」は「地域保健・健康増進事業報告」では「〇〇がん以外の疾患であった者（転移性の〇〇がんを含む）」に計上するのではないのか。	例えば、胃がん検診での精密検査において十二指腸がん、食道がん、肝臓がん等、胃部に病変がない悪性腫瘍と診断された場合、「地域保健・健康増進事業報告」では「胃がん以外の疾患であった者（転移性の胃がんを含む）」ではなく、「異常なし」に計上することとされています。 しかしながら、当該がん検診の対象ではないがんが発見された場合に、医療機関において「異常なし」にチェックすることは考え難いため、「〇〇以外の疾患」とまとめて記載することとしました。 区市町村の御担当者様におかれましては、「〇〇以外の疾患」に該当する場合も「地域保健・健康増進事業報告」では「異常なし」に計上することをご承知おきくださいますようお願いいたします。
36	大腸がん検診の統一様式のうち、「診断区分」欄に「腺腫・ポリープ」とあるが、併記しないほうがよいのではないのか。	「地域保健・健康増進事業報告作成要領（令和4年度分）」において、「腺腫のあった者」欄には「大腸がん以外のポリープがあった者すべて（腺腫以外も含む）」を計上することとされており、腺腫とポリープは同一項目に計上することとなるため、併記しています。